

指定通所介護事業運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人 姫路尚歯会が開設するデイサービスセンターライフビラ姫路（以下「センター」という）が行う指定通所介護の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、センターの生活相談員または看護従業者、介護従業者等の従業者（以下「通所介護従業者」という）が、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定通所介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 センターの通所介護従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護等日常生活上必要な世話及び機能訓練を行う。
- 2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
 - 3 事業の実施にあたっては、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。
 - 4 指定通所介護の提供にあたっては、介護保険法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 デイサービスセンターライフビラ姫路
- (2) 所在地 兵庫県姫路市飯田 3 丁目 4 4 番地

（従業者の職種、員数、及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 名（介護老人福祉施設、短期入所生活介護事業の管理者と兼務）
事業所の業務を統括する。管理者に事故がある時は、あらかじめ理事長が定めた従業者が管理者の職務を代行する。
- (2) 生活相談員 1 名以上
利用者の生活相談及び通所介護計画書の作成、実施に従事する。
- (3) 看護職員 1 名以上
利用者の健康管理に関する業務に従事する。また、口腔機能改善のための計画の作成及びサービスの実施に従事する。
- (4) 介護職員 4 名以上
利用者の日常の生活介護、相談及び援助業務に従事する。
- (5) 機能訓練指導員 1 名以上
日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日（祝祭日を含む）までとする。但し、12月31日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
(但し、現在のサービス提供時間は9時30分から午後4時45分までとし今後状況により変更することがある。)

(指定通所介護の利用人員)

第6条 センターの利用定員は、1日40人とする。(予防給付者、事業対象者を含む)

(指定通所介護の内容及び料金その他の費用の額)

第7条 指定通所介護の内容は次のとおりとし、指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割または2割及び3割の額とする。

(厚生労働大臣が定める基準(＝介護報酬告示)は、
事業所の閲覧可能な場所に、ファイル等にて備え置く。)

- (1) 入浴サービス
- (2) 給食サービス
- (3) 生活指導(相談・援助等) レクリエーション
- (4) 機能訓練
- (5) 健康チェック
- (6) 送迎
- (7) 栄養管理
- (8) 口腔機能改善

2 指定通所事業者は、前項の支払いを受ける額その他、次の各号に掲げる費用の支払を利用者から受けるものとする。

- (1) 利用者の選定により通常の実施地域以外に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
- (2) 指定通所介護に通常要する時間を超える指定通所介護であって、利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常指定通所介護に係る居宅介護サービス基準額又はサービス費用基準額を超える費用
- (3) 食費(別表のとおり)
- (4) おむつ代(別表のとおり)
- (5) 前号に掲げるもののほか、通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

3 前号の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対し事前に説明をした上で、支払いに同意を得ることとする。

(通常の実施地域)

第8条 通常の事業の実施区域は、姫路市とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第9条 利用者が指定通所介護の提供を受ける際に、利用者側が留意すべき事項を重要事項説明書で説明し、同意を得る。

(サービス計画の作成)

第10条 管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を把握して、指定通所介護のサービスの継続性を念頭に、サービスの提供に当たる他の従業者と協議の上、サービス目標、達成時期、サービス内容及び留意事項を盛りこんだ通所介護計画を作成する。

- 2 管理者は、通所介護計画を作成する場合には、それぞれの利用者に応じた計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容などについて説明し同意を得る。
- 3 通所介護計画の作成に当たっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合には、当該計画の内容に沿って作成する。
- 4 居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から通所介護計画の提供の求めがあった際には、当該計画を提出することに協力するように努めるものとする。

(緊急時における対処方法)

第11条 通所介護の従業者は、通所介護の実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、すみやかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に通告しなければならない。

- 2 利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事項が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第12条 非常災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

- 2 消防法に準拠して防災計画を別に定め、水防法に準拠して洪水時の避難確保計画を別に定める。
- 3 指定通所介護は、前1項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(苦情処理)

第13条 提供した通所介護に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、相談窓口等を設置し、苦情の内容を配慮して必要な措置を講ずるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第14条 通所介護事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を設け、また、業務体制を整備する。

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する義務があるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を守るべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人 姫路尚歯会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(身体拘束の制限)

第15条 指定通所介護の従業者は、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。ただし、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く。

- 2 前項の規定による身体拘束等を行う場合には、あらかじめ利用者の家族に、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、身体拘束等の態様及び目的、身体拘束等を行う時間、期間等の説明を行い、同意を文章で得た場合のみ、その条件と期間内において行うことができる。
- 3 前各項の規定による身体拘束等を行う場合には、管理者及び生活相談員、介護従業者により検討会議等を行う。また、経過記録を整備する。

(個人情報の保護)

第16条 指定通所介護は、利用者の個人情報について「個人情報保護法に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努める。

- 2 指定通所介護が得た利用者の個人情報については、本事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得る。

(虐待に関する事項)

第17条 指定通所介護は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、虐待の防止のための検討委員会を設置し、次の措置を講じるものとする。

- (1) 専任の虐待防止対策担当者を配置
 - (2) 虐待防止のための指針を整備
 - (3) 従業者に対する虐待を防止するための研修の実施
 - (4) 虐待等について利用者及びその家族が相談、従業者が報告できる体制の整備
 - (5) 虐待等が発生した場合、その原因等の分析から得られる再発防止策の策定と評価
- 2 指定通所介護、サービス提供中に、当該事業所又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(衛生管理等)

第18条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用水等について、衛生的な管理に努め、又衛生上必要な措置を講じる。

2 感染症及び食中毒が発生し、又は蔓延しないよう、感染症予防委員会を設置し、次の措置を講じるものとする。

(1) 感染症予防委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 指定通所介護における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備

(3) 従業者に対する感染症を防止するための研修及び訓練の実施

(業務継続計画の策定等)

第19条 指定通所介護は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 指定通所介護は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。

3 指定通所介護は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(地域との連携)

第20条 指定通所介護は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

(認知症介護に係る基礎的な研修の受講)

第21条 指定通所介護は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後4ヵ月以内

(2) 継続研修 年1回

(ハラスメント対策)

第22条 指定通所介護は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(暴力団員等の排除)

第23条 指定通所介護において、管理者は、姫路市暴力団排除条例（平成24年姫路市条例第49号）第7条の暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であってはならない。

2 指定通所介護は、その運営について、姫路市暴力団排除条例第7条の暴力団及び暴力団員並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者の支配を受けてはならない。

3 指定通所介護は、サービスの提供にあたり、サービス利用する者または身元引受人（または代理人）が次の各号に該当しないことを確認し、かつ将来にわたっても該当しないことを確認する。該当していると判明した場合は催告無しに直ちに契約解除する。

（1）現在、暴力団・暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員・暴力団関係企業・総会屋等・社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という）。

（2）暴力団員等が経営を支配している或いは実質的に経営に関与していると認められる関係を有すること。

（3）自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的を以てするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

（4）暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

（5）暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

(記録の整備)

第24条 設備、備品、従業者及び会計に関する諸記録を整備しておく。

2 利用者に対する指定通所介護の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(附則)

この規程は、平成 15 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 15 年 8 月 1 日から施行する。変更申請（定員 20 名）

この規程は、平成 15 年 11 月 1 日から施行する。変更申請（定員 25 名）

この規程は、平成 16 年 3 月 27 日から施行する。変更申請（第 5 条一部改定）

この規程は、平成 16 年 7 月 1 日から施行する。変更申請（定員 30 名）

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。変更申請（第 4 条・第 9 条改定）

この規程は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。変更申請（第 7 条 2 項、2 項三改定）

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

変更申請（第 1 条、第 4 条、第 6 条、第 7 条一部改定）

この規程は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。変更申請（第 5 条第 1 項第 1 号改定）

この規程は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。変更申請（定員 35 名）

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。変更申請（第 5 条第 1 項第 2 号改定）

この規程は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。

変更申請（第 14 条、第 15 条、第 16 条、第 17 条追加）

この規程は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。変更申請（定員 40 名）

変更申請（第 7 条 1 項一部改定）

この規程は、平成 29 年 11 月 1 日から施行する。変更申請（第 10 条追加）

この規程は、令和 1 年 10 月 1 日から施行する。変更申請（別表 おむつ代 単価改定）

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

変更申請（第 2 条 3 項、4 項追加。第 4 条一部改定。第 7 条 1 項一部改定。

第 12 条 2 項、3 項追加。第 17 条 1 項一部改定。

第 18 条、第 19 条、第 20 条、第 21 条、第 22 条追加。）

この規程は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

変更申請（第 21 条一部改定。第 23 条追加。別表 おむつ代 種類、単価改定。）

別 表

1. 食 費

(1) 本規程第7条第2項第3号に定める食費の額は下記のとおりとする。

食 費（おやつを含む）
550 円（1 食当たり）

2. おむつ代

(1) 本規程第7条第2項第4号に定めるおむつ代の額は下記のとおりとする。

種 類	サイズ	単 価
リハビリパンツレギュラー	S	68 円
リハビリパンツレギュラー	M	73 円
リハビリパンツレギュラー	L	80 円
リハビリパンツレギュラー	LL	88 円
快適さらさらカバータイプ	S・M	73 円
快適さらさらカバータイプ	L	85 円
かんたん装着パッドレギュラー		21 円
外もれ安心さらさらパッド		30 円
尿とりパッド男女兼用		27 円
長時間安心さらさらパッドプレミアム		38 円
一晩中さらさらパッドスーパー		42 円
さわやかパッド 安心の中量用		35 円